

## 議案第22号

### 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例

幕別町総合介護条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項第1号中「30,900円」を「32,400円」に改め、同項第2号中「40,100円」を「42,100円」に改め、同項第3号中「46,300円」を「48,600円」に改め、同項第4号中「52,500円」を「55,000円」に改め、同項第5号中「61,800円」を「64,800円」に改め、同項第6号中「74,100円」を「77,700円」に改め、同号ア中「同じ。）」の次に「(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同項第7号中「77,200円」を「81,000円」に改め、同号ア中「155万円未満」を「160万円未満」に改め、同項第8号中「80,300円」を「84,200円」に改め、同号ア中「190万円未満」を「200万円未満」に改め、同項第9号中「92,700円」を「97,200円」に改め、同号ア中「290万円未満」を「300万円未満」に改め、同項第10号中「98,800円」を「103,600円」に改め、同項第11号中「105,000円」を「110,100円」に改め、同項第12号中「111,200円」を「116,600円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度までの各年度」を「平成30年度」に、「27,800円」を「29,100円」に改める。

第23条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の幕別町総合介護条例第7条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項ただし書きに規定する日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。